

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金【飲食店】FAQ (仙台市以外の市町村)

(第12期：令和3年9月13日午後8時から令和3年10月1日午前5時 実施)

< 特によくあるお問い合わせ >

質問	更新	頁
Q 特 1. 宮城県内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。		1
Q 特 2. 「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請に従う必要がありますか。		1
Q 特 3. 時短要請の期間の途中で「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を受けた店舗の取扱いはどうなりますか。		1
Q 特 4. 宮城県内（仙台市以外）で複数の飲食店を運営していますが、「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を受けている店舗と受けていない店舗があります。この場合、どうすれば協力金の支給対象になりますか。		2
Q 特 5. 協力金の金額（算定方法）を教えてください。		3
Q 特 6. 第12期分の時短実施看板の期間の記載はどのようにすればよいですか。		3
Q 特 7. 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。		4
Q 特 8. 今回の協力金の財源は何ですか。		4
Q 特 9. 通常、午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っていない飲食店（ランチ営業のみを行っている飲食店等）は、協力金の対象となりますか。		4
Q 特 10. 協力金の対象となる飲食店を教えてください。		5

質問	更新	頁
Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。		6
Q2. 申請書はどこでもらえますか。		6
Q3. 申請書に必要な書類は何ですか。		6
Q4. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。		6
Q5. パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。		6
Q6. 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を既已取得し掲示していますが、今回改めてポスターを取得する必要はありますか。		7
Q7. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。		7
Q8. 協力金の支給要件を教えてください。		7
Q9. 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。		8
Q10. 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。		8
Q11. 申請できる施設（店舗）の数に上限はありますか。		8
Q12. 協力金はいつ支給されますか。		8
Q13. 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。		8
Q14. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。		8
Q15. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。		8
Q16. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。		8
Q17. 要請の全期間について応じないと協力金の対象となりませんか。		8
Q18. 時短営業ではなく休業した場合、協力金の対象となりますか。		9
Q19. 従前から午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。		9

Q20. これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後8時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。		9
Q21. 協力要請期間以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。		9
Q22. 仙台市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。		9
Q23. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、要請に協力した場合、協力金の対象となりますか。		10
Q24. 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。		10
Q25. 飲食店自身が客の飲食スペースを閉めることができない場合は協力金の対象となりませんか。		10
Q26. 午後8時以降にテイクアウト営業などを行う場合の注意点はありますか。		10
Q27. 今回の要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。(例:午後7時から午後11時 午後4時から午後8時など)		10
Q28. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている(更新申請中)が申請できますか。		10
Q29. ひとつの施設(店舗)を共同経営(使用)している場合、それぞれ申請できますか。		11
Q30. 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。		11
Q31. ホテル・旅館、フードコート内の飲食店、キッチンカー等は協力金の対象となりますか。		11

Q 特 1. 宮城県内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。

協力金の申請は市町村毎になりますので、同一市町村内で複数店舗を運営している場合には、その市町村内の全対象店舗において要請に全面的に協力していただいた場合に限り協力金を支給します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という趣旨を踏まえ、宮城県内で複数店舗を運営している場合には、全ての店舗で要請にご協力をお願いします。

例 1	A 市：2 店舗（2 店舗とも協力） B 市：1 店舗（協力）		A 市に対し 2 店舗分申請可 B 市に対し 1 店舗分申請可
例 2	A 市：2 店舗（1 店舗のみ協力） B 市：1 店舗（協力）		A 市への申請不可 B 市に対し 1 店舗分申請可

ただし、「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は原則として営業時間短縮要請の対象外ですので、認証店以外の全店舗で時短営業をしていただくようお願いします。(Q 特 2・特 3・特 4 参照)

Q 特 2. 「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店ですが、要請に協力した場合、協力金の対象となりますか。

「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は、原則として要請の対象外となりますので、午後 8 時から午前 5 時までの間も営業して差し支えありません。

ただし、要請に応じて時短営業を行った場合は、協力金を支給します。

Q 特 3. 時短要請の期間の途中で「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を受けた店舗の取扱いはどうなりますか。

認証を受けるまでの間は、営業時間短縮要請の対象となりますので時短営業をしていただく必要がありますが、認証を受けた後は、その店舗は原則として要請の対象外となるため、認証を受けた日以降は午後 8 時から午前 5 時までの間に営業しても差し支えありません。その場合、認証店となる前から認証を受け時短営業を行わなくなった日まで連続して時短要請に御協力いただいた期間については、認証制度の特例として、その期間に係る協力金を支給いたします。

なお、認証店となって午後 8 時以降の営業を再開した店舗が、その後再び時短営業を行ったとしても、その期間の協力金は支給いたしませんので御注意願います。

Q 特 4. 宮城県内（仙台市以外）で複数の飲食店を運営していますが、「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を受けている店舗と受けていない店舗があります。この場合、どうすれば協力金の支給対象になりますか。

まず、認証を受けていない店舗については、全て営業時間短縮要請の対象となりますので、要請に応じて時短営業を行っていただく必要があります。認証を受けていない店舗のうち一つでも時短営業を行わなかった場合、協力金は支給されません。

次に、認証を受けている店舗については、原則として営業時間短縮要請の対象外となりますので、時短営業を行う必要はありませんが、要請に応じて時短営業を行った場合には、協力金の支給対象となります。

なお、認証を受けている店舗が複数ある場合、午後8時以降営業するか要請に応じて時短営業を行うかは店舗ごとに選択していただいても構いませんが、要請期間の途中でその選択内容を変更することはできませんので御注意ください。（Q 特 10 参照）

【例】宮城県内（仙台市以外）で飲食店を5店舗（A店・B店・C店・D店・E店）運営しており、そのうち 市3店舗（A店（認証店）・B店（認証店）・C店）、町2店舗（D店（認証店）・E店）の場合

- ・ 認証店でないC店・E店は時短営業への御協力をお願いいたします。
- ・ 認証店であるA店・B店・D店は、それぞれの店舗ごとに「午後8時以降も営業する」か、「要請に応じて時短営業を行う」か選択することが可能です。
- ・ A店・B店・C店が要請に協力した場合には 市に、D店・E店が要請に協力した場合には 町にそれぞれ協力金の申請を行います。

Q 特5. 協力金の金額（算定方法）を教えてください。

協力金の申請は事業者ごとに行いますが、協力金の額は施設（店舗）ごとに算出します。1施設（店舗）あたりの金額（算定方法）は以下のとおりです。

中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が83,333円以下の場合
・・・45万円（2.5万円/日×18日）
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が83,334円～250,000円の場合
・・・（1日当たりの売上高の3割）×18日
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が250,001円以上の場合
・・・135万円（7.5万円/日×18日）

売上の減少が著しい中小企業者は、の算定方法を選択することも可能です。

大企業

- ・（前年度又は前々年度と比較した今年度の1日当たり売上高の減少額）×4割×18日（上限360万円）

但し、前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円のいずれか低い方が上限となります。

1日当たりの協力金の単価の算定にあたっては、千円単位に切り上げます。支給額算定に用いる売上高は、消費税・地方消費税を除いた金額となります。要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の支給額も変更になります。

従前より、午前5時から午後8時までの範囲内で営業している施設は、対象外となり、協力金の申請はできません。

売上高の具体的な算出方法は、各市町村のホームページ等で後日発表させていただきます。

Q 特6. 第12期分の時短実施看板の期間の記載はどのようにすればよいですか。

飲食店にいらっしゃるお客様に対して10月1日午前5時までの時短営業を告知していることが確認できれば、以下のいずれかの方法でも問題ありません。

第11期以前の時短実施看板を手書きで修正し、期間を10月1日までとする。

第11期分の時短実施看板とは別に、新たに第12期分のものを作成する。

新たに過去の要請開始日から10月1日までの時短実施看板を作成する。

また、上記期間に加え、酒類の提供時間も記載してください。

Q 特 7. 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。

今回の要請に係る協力金の支給にあたっては、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」の受給の有無は問いません。

しかし、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」については、都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金とは併給できない場合がありますので、詳細については下記の相談窓口にお問い合わせをお願いします。

一時支援金及び月次支援金相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

【電話：0120-211-240（受付時間：8:30～19:00）】

一時支援金申請サポート会場 仙台市青葉区春日町7-32 パセオビル3F

国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

【一時支援金】https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

【月次支援金】https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

Q 特 8. 今回の協力金の財源は何ですか。

本県における今回の要請に係る協力金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」及び県の独自財源を用いて支給しております（過去の協力金も全て同様です）。

Q 特 9. 通常、午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っていない飲食店（ランチ営業のみを行っている飲食店等）は、協力金の対象となりますか。

今回の協力要請（午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午前11時から午後7時に限る））は、食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店が対象となっておりますが、協力金については、食品衛生法の営業許可を取得し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている飲食店のみが対象となっております。

したがって、通常、午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っていない飲食店は、今回の協力金の対象とはなりません。

なお、第11期（8月27日～9月12日）では、食品衛生法の営業許可を取得し、従前より午前5時から午後8時までの範囲内で酒類又はカラオケ設備を提供して営業している飲食店も休業した場合に限り、協力金の対象としておりましたが、今回の第12期では、従前より午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っていない飲食店は、今回の協力金の対象とはなりません。

Q 特 10. 協力金の対象となる飲食店を教えてください。

協力金の対象・対象外となる飲食店については以下のとおりです。

		休業した場合	時短営業した場合（午前5時～午後8時）	要請に従わない場合
食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている飲食店	昼営業のみの飲食店（1）	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外
	夜営業を行う飲食店（2）	協力金の対象	協力金の対象 酒類の提供は午前11時から午後7時までに限る。	× 協力金の対象外
上記のうち、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店	昼営業のみの飲食店（1）	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外
	夜営業を行う飲食店（2）	協力金の対象	協力金の対象 酒類の提供は午前11時から午後7時までに限る。	× 協力金の対象外 （認証店の特例）

1 従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している飲食店

2 従前より午後8時から午前5時の間に営業している飲食店

宅配・テイクアウト等は要請の対象外ですので、要請期間中も行っていただいて構いません。（協力金の支給要件に影響しません）

第11期（8月27日～9月12日）では、食品衛生法の営業許可を取得し、従前より午前5時から午後8時までの範囲内で酒類又はカラオケ設備を提供して営業している飲食店も休業した場合に限り、協力金の対象としておりましたが、今回の第12期では、従前より午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っていない飲食店は、今回の協力金の対象とはなりません。

Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。

協力金の申請は、要請期間終了後に各市町村で受け付けます。申請の受付開始日や申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q2. 申請書はどこでもらえますか。

申請の受付開始日や申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q3. 申請書に必要な書類は何ですか。

申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q4. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。

ポスターの取得には、ポスターの利用規約への同意とチェックリストに定める感染防止対策を実施することが必要です。

具体的には、下記の宮城県ホームページより、利用規約を確認の上同意する旨、及び実施した感染防止対策についてチェックリストに入力し、電子申請を行うと、ポスターのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。

なお、「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店については、認証店のステッカーでも代用可能です。

不明の点は、宮城県食と暮らしの安全推進課にお問い合わせ願います。

(022-211-2643。平日午前9時から午後5時まで。)

ポスターの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までに、ポスターの掲示が間に合わなかった場合でも、協力金の申請は可能ですが、遅くとも、協力金の申請時点までに、掲示を行ってください。

ホームページ URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>



Q5. パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。

県の電子申請システムにより申請してもらうのが原則ですが、協力金の対象事業者については、電子申請システムと同じ内容の申込書を記入してもらい、対策の実施を確認した上で、A4 サイズのものを2枚渡していますので、県の食と暮らしの安全推進課（行政庁舎13階南側、受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）までお越しになるか、郵送により食と暮らしの安全推進課宛て申込書を送付願います。

Q6. 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を既に取得し掲示していますが、今回改めてポスターを取得する必要はありますか。

ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

なお、電子申請が利用できないため県庁への来庁により印刷したポスターを取得した方で、ポスターが破損してしまった等の理由で改めて印刷したものが必要な場合は、恐れ入りますが県の食と暮らしの安全推進課（行政庁舎13階南側、受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）までお越し願います。

Q7. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。

入手に時間がかかるなどの理由から要請期間開始時までに掲示が間に合わなかった場合でも協力金の申請は可能ですが、早めの取得をお願いします。おそくとも申請時点において掲示されていることが条件となります。

Q8. 協力金の支給要件を教えてください。

協力要請の対象区域及び対象施設（店舗）で、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

【対象期間】令和3年9月13日（月）午後8時から
令和3年10月1日（金）午前5時まで

【対象施設】食品衛生法の営業許可を取得し、通常、午後8時から午前5時の間に営業している飲食店

【対象区域】宮城県内全域（仙台市を除く）

【要請内容】午前5時から午後8時までの時間短縮営業

酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。

従前から、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力金の対象外（認証店を含む）

「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は原則として要請対象外ですが、営業時間短縮要請に協力した場合は協力金を支給します。

【その他】営業に当たり、ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底しており、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等していること（「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店については、認証店のステッカーでも代用可能です）。
対象施設（店舗）において、営業に関する必要な許認可等を取得していること。

なお、過去の協力要請に応じていなくても、今回の協力要請期間中、協力要請に全面的にご協力いただいた場合、交付要件の全てを満たしていれば、今回の協力金の支給対象となります。

Q9. 本社は県外にあります。協力金の対象となりますか。

対象区域に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

Q10. 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

食品衛生法の営業許可を取得している飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q11. 申請できる施設（店舗）の数に上限はありますか。

上限はありません。

Q12. 協力金はいつ支給されますか。

支給日は未定です。申請の受付開始日や申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q13. 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。

酒類を提供していない飲食店についても、通常、午後8時から午前5時の間に営業している飲食店が、時短営業を行った場合は、協力金の対象となります。

Q14. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。

通常、午後8時から午前5時の間に営業しており、食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店は、酒類の提供の有無に関わらず、時短営業を行った場合には、協力金の対象となります。

Q15. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

今回の要請の対象となる店舗で、店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、今回の要請に対応したことになるはず、協力金の対象となりません。

Q16. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので、今回の要請の対象外となるため、協力金の対象となりません。

Q17. 要請の全期間について、応じないと協力金の対象となりませんか。

要請の全期間について時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時に限る）に協力した場合に限り協力金の対象となります。

Q18.時短営業ではなく休業した場合、協力金の対象となりますか。

今回の要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q19.従前から午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

今回の要請の対象となる店舗で、午後8時から午前5時の間、店内営業（酒類の提供は午前11時から午後7時に限る）を行っていないければ、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。（Q24，26 参照）

Q20.これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後8時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供のみ終日取り止めたとしても、協力金の対象とはなりません。

Q21.協力要請期間以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。

協力要請期間以前から、通常午後8時から翌朝5時を含む時間帯に営業していた実績があり、新型コロナウイルス感染症対策として現在時短営業又は休業している場合は対象となります。自主的な時短営業又は休業を告知したお知らせなど、以前午後8時から翌朝5時を含む時間帯に営業し、現在は時短営業又は休業していることを確認できるものを提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策とは関係ない自主的な時短営業又は休業の場合は対象外となります。

Q22.宮城県内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

協力金の申請は市町村毎になりますので、同一市町村内で複数店舗を運営している場合には、その市町村内の全対象店舗において要請に全面的に協力していただいた場合に限り協力金を支給します。

その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。

なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請していただく予定です。（Q特1 参照）

Q23. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、要請に協力した場合、協力金の対象となりますか。

令和3年9月12日以前から要請の対象となる店舗をオープンしていて、営業していた実績があり、要請がなければ午後8時から午前5時の間に営業する予定があったことが確認できる場合に限り、協力金の対象となります。

Q24. 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。

午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。加えて、酒類の提供を行っている場合は、酒類の提供は午前11時から午後7時までとする必要があります。

なお、テイクアウトやデリバリーのための営業は午後8時以降も可能です。(Q19参照)

Q25. 飲食店自身が客の飲食スペースを閉めることができない場合は協力金の対象となりませんか。

店舗の貸主など権限を有する方が飲食スペースを閉めた場合は、協力金の対象となります。

Q26. 午後8時以降にテイクアウト営業などを行う場合の注意点はありますか。

午後8時以降も店内営業を継続していると誤解されることのないよう、テイクアウト客が飲食スペースに立ち入らないように動線を分けたり、テイクアウトした商品の店内飲食を禁止する旨の案内を行うなど、店内に客がいない状態を確保するようにしてください。飲食店が物販も行っている場合も同様です。

Q27. 今回の要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。

(例：午後7時から午後11時 午後4時から午後8時など)

全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、今回の要請の対象となる店舗で午後8時から午前5時までの間に営業(酒類の提供は午前11時から午後7時に限る)を行わなければ、協力金の対象となります。

Q28. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている(更新申請中)が申請できますか。

申請できません。

なお、現在更新中の場合には、要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

Q29.ひとつの施設（店舗）を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できますか。

原則としてひとつの施設（店舗）に対して1申請となるため、双方協議の上、どちらか一方の運営者が申請してください。

ただし、それぞれが個別に営業許可証を取得して、異なる曜日・時間で屋号や業種をわけて営業を行っている場合は、営業許可毎にそれぞれ申請が可能です。

Q30.24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

令和3年9月13日の午後8時から令和3年10月1日の午前5時までの期間、毎日（18営業日）午前5時から午後8時の範囲で営業（酒類の提供は午前11時から午後7時に限る）を行っていただければ対象となります。

Q31.ホテル・旅館、フードコート内の飲食店、キッチンカー等は協力金の対象となりますか。

ホテル・旅館、フードコート内の飲食店は原則対象となります。

キッチンカーは、原則、対象外となりますが、例外として対象となる場合があります。富県宮城推進室（電話：022-211-2792）までお問い合わせください。詳細については、別表を御確認ください。

別表（Q31関係）

協力金の支給対象確認表

店舗の形態	協力金の対象	対象・対象外となる理由等
ホテル・旅館（ホテル・旅館内の飲食店含む）		原則、対象。ただし、共有の飲食スペースがない場合は対象外。
フードコート内の飲食店		原則、対象（時短要請に応じて飲食スペースも閉鎖している場合）。
スーパーやコンビニでイートインスペースがある店舗	×	物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので対象外。
キッチンカー	× ()	客が入る飲食スペースを有していないため、テイクアウトや物販店舗と同様に対象外。 ただし、次に該当する場合は、対象となる可能性があります。 契約等に基づき使用権限を有するイートインスペースがある。 要請前日以前から開業しており、要請期間において、対象区域で道路の占有許可等により常設され施設性を有することが確認できる。
テイクアウト	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。
デリバリー	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。